

○富士見市行財政改革市民懇談会開催要綱

平成25年7月31日

告示第276号

改正 平成27年3月31日告示第114号

(趣旨)

第1条 本市における行財政改革の推進に当たり、広く市民の意見を求めるため、富士見市行財政改革市民懇談会(以下「市民懇談会」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 市民懇談会において意見を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 本市の行財政改革の推進に関する事項
- (2) その他市長が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 市民懇談会の規模は、12人程度とし、次に掲げる者のうちから参加を求めるものとする。

- (1) 市民団体等の代表者
- (2) 市民
- (3) その他市長が必要と認める者

(運営)

第4条 市民懇談会に当該市民懇談会を進行する座長1人を置き、市民懇談会に参加した者の互選によってこれを定める。

(開催期間)

第5条 市民懇談会の開催期間は、当該市民懇談会が初めて開催された日から平成29年3月31日までとする。

(平27告示114・一部改正)

(庶務)

第6条 市民懇談会の庶務は、総合政策部政策企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年8月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日告示第114号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。